

令和5年度 グループホームときめき 事業報告（案）

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1. 法人の理念

認知症の中核症状から伴う行動・心理症状の出現により、帰宅願望やせん妄などの見られる利用者に対し、「認知症高齢者」という表現はやめ、一人ひとりの利用者に対して「大事にしている」という尊厳を主体に、日々の認知症ケアに重点をおいて、安定した生活の継続を支援する。

介護保険制度の目的でもある、「自立支援」を踏まえて一人ひとりの人格や人権に沿って、日常生活の中で個人個人を尊重し、生活の支援を継続的にこなう。

2. 法人の基本方針

定期的に運営推進会議を開催し、地域の役員や地域包括支援センター職員、家族や成年後見人を招待し、グループホームでの生活の状況報告や積極的な情報公開をおこなう事で、透明性のある運営や地域に開かれたグループホームであることを定期的に周知しました。（運営推進会議は年6回開催し、そのうち3回は書面で開催し、必要な書類を委員等に郵送、周知する。）今年度はコロナ禍であったため全6回書面開催となっています。

職員の目標設定においては、経験ある・なしを問わず、個人個人のスキルに合わせ利用者の支援に当たり、日々の業務に当たりながらスキルアップを目指して行く。

介護のプロという高い専門性を生かして、利用者に「Well Being」=幸せのある介護を提供する。

3. 施設の基本方針

認知症の中核症状から伴う周辺症状の出現により、自立した生活が困難になったとしても、認知症の種別や病状の特徴を理解し、個人差にも配慮をおこないながら継続的に支援をおこなう。

認知症の利用者に支援を担う場合は、コミュニケーション障害を伴うことがあり、利用者の本意を確認することが困難であり、意向を確認すること自体を諦めて、ケアマネジメントプロセスに移行してしまうケースがあるが、利用者の語りの中や感情に表現されている場合があるため、現状の生活の生きづらさを出していることがあるため、利用者の語りに耳を傾けることに注力し、利用者の本意を見つけ出し出していきました。

4. 運営指針

(1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

令和5年度の充足率は93.8%で月の平均人員は8.4人でした。

令和5年8月にコロナウィルス感染症のクラスターが発生、その後、嚥下困難・脳梗塞発症等で複数名退所となり、新たな入居者の獲得に3～5週間要した為、利用率が低下、以後は満床を継続していましたが、3月に2名退所となりました。その後入所迄に2～3週間程度要したため、利用率95%を下回っています。

【利用者サービス】

いつまでも住み慣れた地域での生活を継続させるために、地域医療、かかりつけ医との連携をおこない、内科・脳外科・眼科・精神科と専門性に合わせた医師との連携ができました。

【地域公益活動】

「地域高齢者ふれあい食事サービス」

新型コロナウイルス等感染予防のため、参加は見合わせました。

「地域喫茶サービス」

食事サービスと同様に参加は見合わせました。

「区民祭り」への参加

開催はされましたが、利用者の参加はなく、スタッフのお手伝いにて協力しています。

「地域活動協議会」への出席

協議会より会議開催の連絡があった際に参加しています。

「八幡屋ふれあい交流会」

区民祭り同様、スタッフのみの参加となっています。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各学校への訪問、広告媒体（エルユエス）や法人ホームページの活用、人材会社からの職員の派遣により職員を確保しています。

基本的な介護技術の支援から心身の状況に合わせた介護を中心とし、新たな支援や生活の質（QOL）、個人の尊厳の保持、自立支援を中心に踏まえた、「単に技術的な営みではなく人間的・社会的な営みであり、総合的・多面的に理解されるべきもの」として、人生の最後まで人間的・社会的な営みに対する心身両面への総合的生

活支援を念頭に継続的に支援をおこなった。

定期的な認知症研修を行い、さらなる認知症における専門的なケアの実践の向上をおこなう。

【建物・設備】

(1) 建物設備の状況

台所と床材の改修をおこなっています。

(2) 中長期運営指針

認知症の症状別では物の見え方や捉え方に個人差があり音や採光等への環境の整備をおこなうことにより認知症の周辺症状が穏やかにあったとの報告があるため、廊下の一部をLED照明への設備変更をおこない、採光面での環境の整備をおこなった。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者一辺倒なケアプランではなく、利用者のニーズに沿った個別のケアプランを作成し、家族の要望においてはサービス検討会議として記録を残し、利用者と家族の望むケアプランの作成をおこない、6ヶ月ごとにモニタリング、更新をおこなっていった。

(2) 健康維持管理サービス

入浴は週に3回実施。理美容サービスにおいては、訪問美容を活用することで、身だしなみをおこなう。

口腔ケアは起床時と毎食後にブラッシングにて、口腔内の清潔維持を保つ。また専門的な支援として訪問歯科診療の導入をおこない、歯科医師からのアドバイスを元に常に口腔内のケアをおこなう。

(3) 食事サービス

朝食はパンを中心にヨーグルトや果物・希望に応じて和食を提供しています。昼・夕食は委託業者が調理した分をときめきにて盛り付け、食事前後のテーブル拭き・食器洗い等を職員と協力しておこなった。

食事の形態においては個人の嚥下状態に合わせて、普通食、きざみ食を提供する。糖尿病においては食事療法を導入しており、かかりつけ医の指示のもとで主食及び副食の提供量の調整をおこなっている。

(4) 余暇活動等

地域の散策、買い物、折り紙、書道、新聞紙を活用したゴミ箱の制作、編み物などのレクリエーションの実施。また認知症ケアにおいては、音楽療法や回想療法などを取り入れ、認知症の進行を穏やかにするように工夫を凝らした。急激な認知症の進行は見られず、MIC（マイルドな状

態）を示している利用者が多く生活をしている。

(5) サービス向上

認知症研修は年に3回（認知症ケア加算の取得のため定期的な研修が条件）新人職員（常勤・非常勤問わず）の採用の際には、初日のオリエンテーションで認知症研修を開催している。身体拘束等適正化における研修においては委員会を設け、月に1回身体拘束等適正化委員会にて検討をおこなう。また同会議にて、身体拘束等適正化の運営委員会の開催をおこない、身体拘束に抵触していないか検討、報告をおこなう。身体拘束に至らないまでの研修も定期的開催をおこなう。人権研修、法令遵守や感染症などの研修も年に1回、開催をしている。

2年に1回、外部評価の受審があり介護サービスの質の向上や家族からのアンケートにより、絶えず介護サービスの質の向上をおこなっている。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

利用者の尊厳や利用者本位のサービス提供を実施するために年に1回、高齢者への虐待防止ゼロ研修や権利擁護に関わる研修を開催している。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

職員においては資格の有無を問わず、個人のスキルに合わせた介護を実施して行き、日々の介護技術の研鑽をおこなう事でスキルの向上及びその人に合わせたオーダーメイドの介護技術を取得する事を目標としてケアにあたって来ました。

計画作成担当者（ケママネ）を月に67.5時間以上配置し、介護職員は日勤帯（7:00～21:00）での常勤換算数で1日22.5時間以上の人員配置を実施。

職員の福利厚生の一環で有休消化は5日以上獲得は達成出来ました。

(2) 会議・委員会・研修

毎月、職員会議・事故発生委員会・身体拘束等適正委員会・内部研修の開催をおこないケアの統一や情報の共有化を図り、利用者への介護サービスにおいて共有事項として確認する。

運営推進会議は年6回開催し、そのうち3回は施設状況等の報告を書面で開催し、必要な書類を委員等に郵送、周知する。毎回、ときめき便りを発行し、日々の生活の様子を報告している。今年度はコロナ

禍であったため全6回すべて書面での開催となっています。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

重大な事故の発生には300以上もの軽微で些細な事故や不適切なケアが存在しているため、重大な事故の発生はもとより、些細で軽微な事を見逃さないといった初動での対策をし、事故ゼロ報告をおこなう事で未然に重大事故の予防をおこなう。

重大な事故が発生した場合は、事故報告書を作成し、事故の分析と再発防止策の提案をおこない、同様の事故の防止をおこなう。骨折等の重大な事故の場合は、一定の書式にて保険者への報告もおこなう。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いに関しては、事前に個人情報を扱う家族より同意を得、目的外以外での活用はおこなわない様に契約時に説明している。

(3) 防災災害等緊急時の対応

毎月1日には、消防設備の点検をおこない、不備や故障が無いか確認している。

避難訓練の実施として、ときめきが対象の合同避難訓練の開催その他、机上における避難経路の確認や日中想定で利用者とは非難させる模擬の避難訓練の開催をおこない、経路等の確認をおこなう。